



1

## 目次

1. 税の創設の背景・経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 森林は県民共有の財産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 森林の持つ様々な働き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4. 秋田の森林・林業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
5. 今後の秋田の森づくりの考え方・・・・・・・・・・・・ 13
6. 秋田県水と緑の森づくり税の目的・・・・・・・・・・・・ 14
7. 秋田県水と緑の森づくり税の仕組み・・・・・・・・・・・・ 15
8. 税の使い道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

# 1 税創設の背景・経緯

「水と緑の条例」(平成15年4月施行)  
豊かな水と緑の保全・創造と未来への継承

温暖化対策・環境保全政策研究会(平成16年11月～平成17年3月)  
目的:地球温暖化及び環境保全対策に関する政策のあり方を研究

「秋田の森林(もり)づくり検討委員会」(平成18年5月～平成19年2月)  
本県の豊かな森林環境を保全し、森林の有する多面的機能の維持・増進の方策について検討

秋田県水と緑の森づくり税の創設  
(平成19年11月県議会で関係条例の制定、平成20年4月施行)

3

# 2 森林は県民共有の財産

- 森林面積は約82万ha(県土の約7割、全国6位の広さ)
- 白神山地を始め、森吉山、鳥海山などの雄大な山々や生活に身近な里山などで構成
- ブナに代表される天然林や、日本一の面積を有するスギ人工林(秋田スギ)、広大な海岸マツ林などが特徴
- 森林は、県民が豊かで潤いのある生活を送るうえで、多くの恵みを与えてくれる県民共有の財産

4

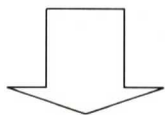
### 3 森林の持つ様々な働き



5

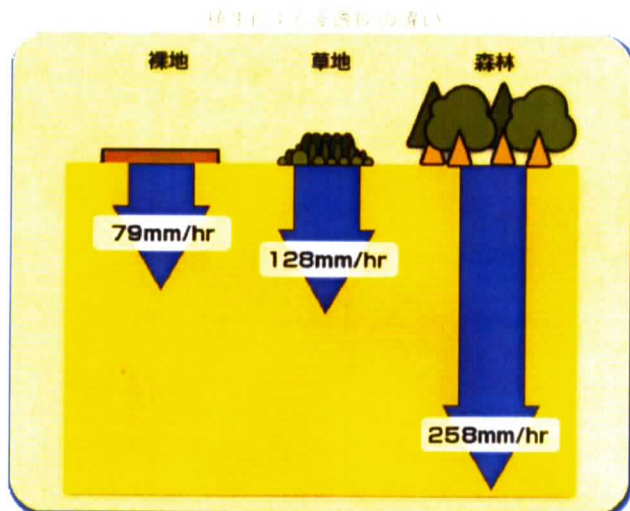
#### 水源かん養機能

- ・ 雨水を速やかに浸透
- ・ 高い保水能力
- ・ 水質浄化



#### 県土保全機能

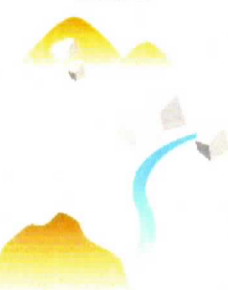
- ・ 表土の流出を抑制
- ・ 流出する土砂の量は裸地の約150分の1



こういち  
荒廃地

こうち  
耕地

しんりん  
森林



307t /年・ha



15t /年・ha



2t /年・ha

6

## 4 秋田の森林・林業の現状

### (1) スギ人工林の現状

間伐等の手入れが行き届かないため、光が入らず表土が露出し、土壌保全や水の貯留機能が低下している森林もある。



手入れ不足の森林



手入れされた森林

7

### 山地災害の状況

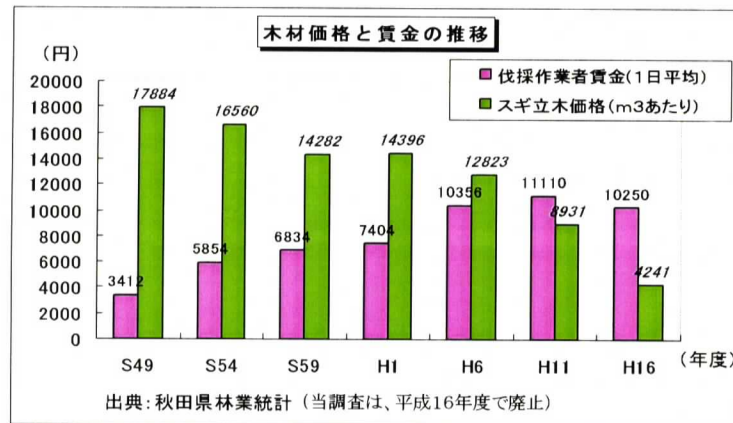


8



## (2) スギの立木価格と伐採作業者の賃金

- スギの立木価格は、平成16年度には4千円台(1m<sup>3</sup>あたり)とピーク時の1/4まで下落
- 伐採作業者の賃金は、平成10年頃までは上昇し、その後1万~1万1千円前後で推移

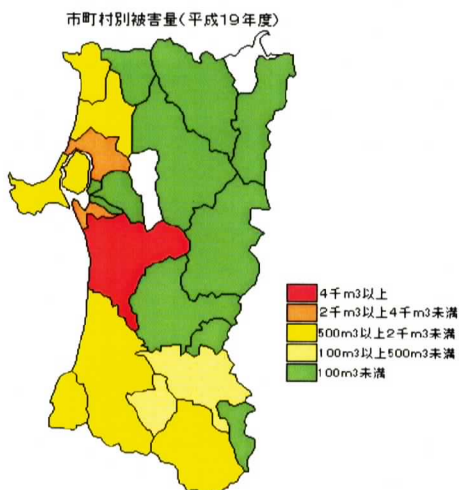


9

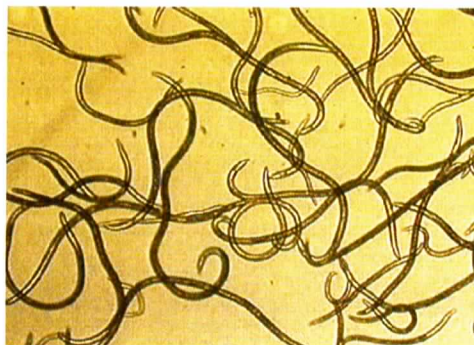
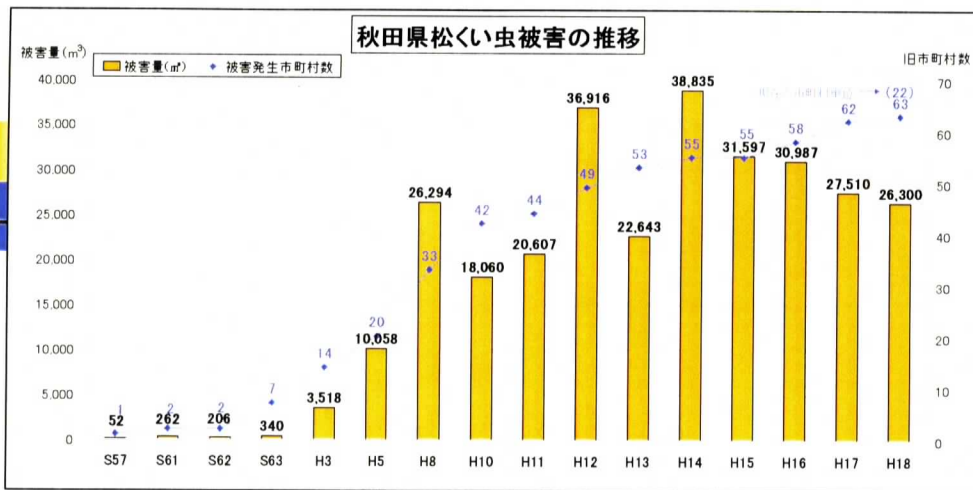


## (3) 松くい虫による被害

- 平成19年度末には県内25市町村中23市町村で確認
- 被害の拡大防止と、被害を受けたマツ林の復旧が必要



10



マツノザイセンチュウ (体長約 1 mm)



マツノマダラカミキリ (体長約 3 cm)

もし、このまま放っておけば・・・  
水害や土砂災害多発の恐れ

## 県土の不安定化



## 生活環境の損失

美しい自然景観や快適な生活が・・・

## 生態系の破壊

いろいろな生物が生存の危機に瀕し、  
生物の多様性が・・・



## 水不足が心配

県民の安全な生活が・・・



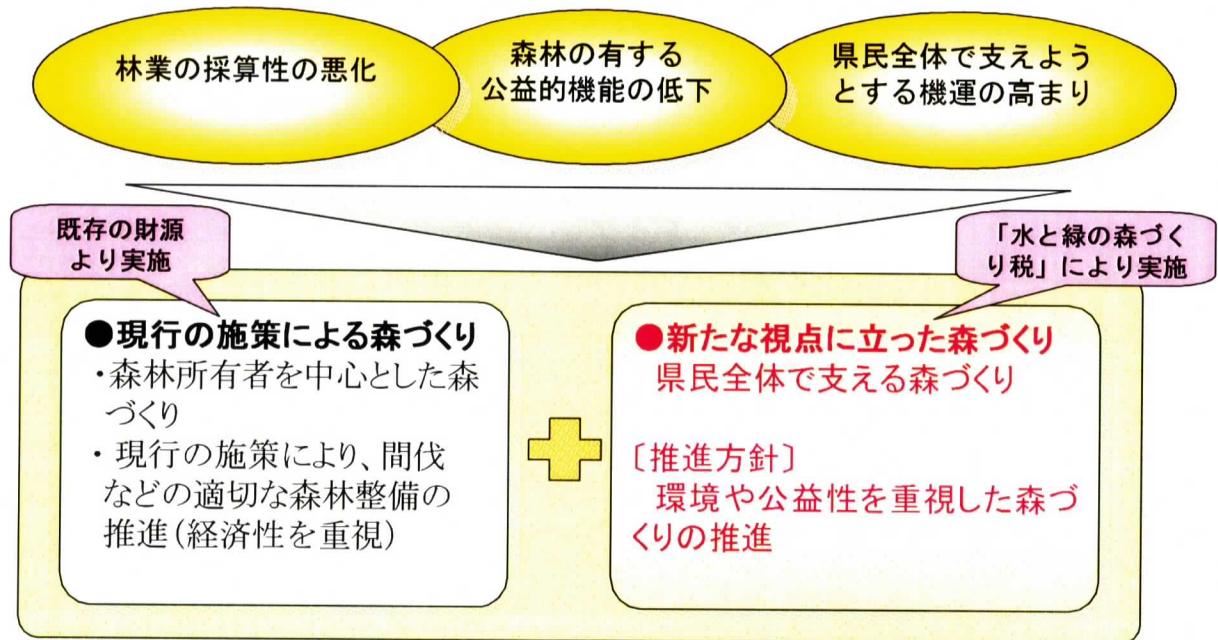
## 地球温暖化の進行

気温や海水位が上昇し、豪雨や  
渇水といった異常気象が増加！





## 5 今後の秋田の森づくりの考え方



13



## 6 秋田県水と緑の森づくり税の創設の目的

- 地球温暖化の防止、県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する「ふるさと秋田」の森林を健全に守り育てていくため、その恩恵を受けている県民全体で支えていく新たな仕組みとして創設。



14



## 7 秋田県水と緑の森づくり税の仕組み

- 1 課税方法 個人県民税・法人県民税の均等割に上乗せして課税
- 2 課税対象 県民税(均等割)を納める個人・法人

●個人 毎年1月1日現在で県内に住所等を有する人  
次の人には課税されません。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・障害者・未成年者・寡婦等で前年の合計所得金額が125万円以下の人
- ・前年の合計所得金額が市町村が定める金額以下の人

●法人 県内に事業所等を有する法人

15



### 3 税率

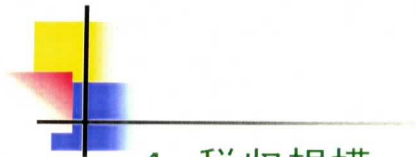
- 個人 年800円
- 法人 法人県民税の均等割の8%相当額(年1,600円～64,000円)

資本金等の額	県民税均等割額(円) 現行	新税の額(円) 8%相当額	法人数(人) (構成比)
1千万円以下	20,000	1,600	14,806(74.5%)
1千万円超 1億円以下	50,000	4,000	3,710(18.7%)
1億円超 10億円以下	130,000	10,400	635(3.2%)
10億円超 50億円以下	540,000	43,200	264(1.3%)
50億円超	800,000	64,000	446(2.2%)
合計			19,861

※法人数は平成17年度の数値

16





#### 4 税収規模

約4億8千万円程度(平年度ベース)

(平成20年度は約3億7千万円)

#### 5 施行日

平成20年4月1日

(個人 平成20年度分以後の個人県民税について適用)

(法人 平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の  
法人県民税について適用)

#### 6 制度の見直し

おおむね5年ごとに実施

17



## 税収の管理及び県民参画の仕組み

### ● 基金の設置

税収の用途の明確化を図るため、「秋田県水と緑の森づくり基金」を設置

### ● 基金運営委員会の設置

制度の透明性を確保し、事業の審査や検証等に広く県民の声を反映させる仕組みとして、民間委員等からなる「秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会」を設置

18

# 7 税の使い道

民有林(私有林・公有林)を対象として、次の取組を考えています。

**ハード事業**

①スギ人工林の針広混交林への誘導

②枯れマツ林健全化

③広葉樹林の保全と再生

**ソフト事業**

④県民の自発的な活動の促進

- ・ 森林環境教育の推進
- ・ 植樹祭の開催
- ・ 森林保全ボランティア活動への支援 など

⑤啓発活動

- ・ 森林環境の保全に関する研究調査
- ・ 普及啓発用パンフレット等の配布
- ・ シンポジウム等の開催 など

19

## ①スギ人工林の針広混交林への誘導

環境や公益性を重視した森づくりを推進するため、標高の高い箇所や尾根筋などに植えられ、生育の思わしくないスギ人工林を針葉樹と広葉樹の混じった森林に誘導します。

(混交林の長所)

- ①洪水や土砂災害発生を防止する機能が高まります。
- ②病虫害に対する抵抗性が高まります。
- ③野生動植物の生息・生育環境が確保されます。
- ④四季折々の彩り豊かな景観に優れた森となります。

スギを切って、林内に光を取り入れ、広葉樹の天然更新を促します。



整備前

スギと広葉樹が入り混じった混交林へ誘導します。



将来の姿

20

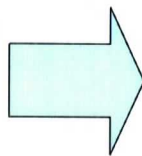
～ 事業の推進方法～



## ② 枯れマツ林の健全化

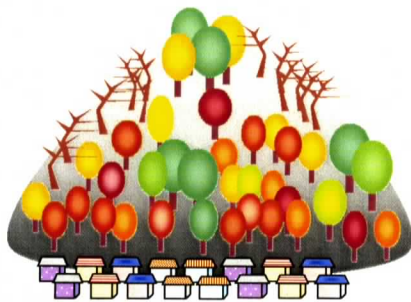
先人の努力により守り育てられた海岸マツ林が松くい虫の被害により枯れ、美しい自然景観を損なっております。

枯れマツを伐採し、状況に応じてその跡地への広葉樹等の植栽を行い、風致・景観の向上を図ります。

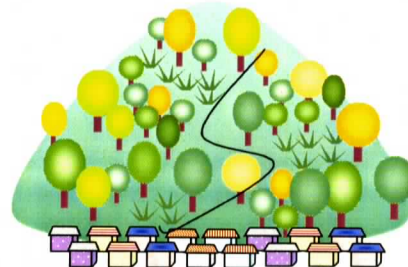
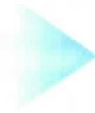


### ③ 広葉樹林の保全と再生

- 林内植生の改良や自然とのふれあいのための道路の整備など、集落周辺の身近な里山林を整備
- 放牧跡地等の広葉樹林の再生、野生鳥獣の生息環境の確保



利 用 さ れ ず  
荒 廃 し た 里 山 林



みどり豊かな明るい里山林へ

23

### ④ 県民の自発的な活動の促進

- ボランティア団体等による森林活動の支援、人材の育成、活動基盤の整備
- 県民のアイデアによる森づくり活動の支援  
(森林の役割を理解するための森林教室、水と緑を対象とした絵画・写真コンクール等)



県民等による植樹活動



絵画・写真コンクール

24

## ⑤啓発活動

- 県民参加による森づくりをテーマとしたシンポジウム等の開催
- 森林環境の保全に関する研究調査の実施



あきたの森づくりフォーラム



水と緑のサミット